



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.161
8月号

令和7年度各委員会及び部会を開催

7月15日(火)、17日(木)、宇都宮市の栃木県立美術館普及分館において、各委員会と建設廃棄物部会が開催され、今年度の各種事業について活発な意見交換が行われました。

○適正処理・調査研究委員会、相談指導委員会合同委員会

【協議事項】

1. 優良産業廃棄物処理施設等の視察研修会
視察先候補と調整を行い、10月以降に視察研修会を実施することで理事会に提案することとなりました。
2. 組織強化の推進
現在行っている加入勧奨を継続的に実施するほか、各会員が業務上関連のある未加入業者へ積極的に声をかけていくこととなりました。

【報告事項】

各種事業の概要等について報告しました。

1. 災害廃棄物処理支援事業
2. 会員名簿の作成及び広告の募集
3. アドバイザリー事業
4. 不法投棄・不適正処理防止対策
5. 関東地域協議会建設廃棄物処理・処分価格実態調査

【その他】

各種事業の概要等について説明しました。

1. 令和7年度許可申請等に関する講習会
2. 令和7年度産業廃棄物処理検定

○研修委員会、普及啓発・情報委員会合同委員会

【協議事項】

1. 令和7年度研修事業
各種研修事業を積極的に推進していくこととなりました。
2. 行政との意見交換会
会員からのアンケート結果に基づく今年度の意見・要望事項を踏まえ、廃棄物の現状や課題等について意見交換を行うこととなりました。
3. 排出事業者(団体)との意見交換会
他団体から要請があれば検討することで、理事会に提案することとなりました。

【報告事項】

各種事業の概要等について報告しました。

1. 産業廃棄物処理施設に係る県民の理解促進
2. 共催講習会事業

【その他】

各種事業の概要等について説明しました。

1. 災害廃棄物処理支援事業
2. 会員名簿の作成及び広告の募集
3. アドバイザリー事業
4. 令和7年度許可申請等に関する講習会
5. 令和7年度産業廃棄物処理検定
6. 関東地域協議会建設廃棄物処理・処分価格実態調査

～協会ニュース～

○建設廃棄物部会

【協議事項】

1. 再生骨材の試験データ

現在の課題や今後の進め方等について協議しました。

【報告事項】

1. 関東地域協議会建設廃棄物処理・処分価格実態調査

概要説明のほか、今年度の実態調査について協力を依頼しました。

栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附に対する感謝状贈呈

7月29日(火)、栃木県庁特別会議室において、日光杉並木街道の保存を目的とした日光杉並木街道保護基金への寄附に対する「感謝状贈呈式」が開催され、当協会から神山副会長と加藤副会長が出席し、福田知事から感謝状をいただきました。

当協会は、基金設置目的の趣旨に賛同し、2010年から今年度まで16年間毎年10万円の寄附を行っております。

栃木県では、日光杉並木街道の保存を目的として、並木杉の生育環境保全のための整備や日光杉並木保護基金や杉並木オーナー制度による事業資金の確保、さらには県民参加による保護活動の推進等に努めています。



【加藤副会長(左)、神山副会長(中)、福田知事(右)】



【感謝状】

反社会的勢力排除のための研修会の開催について

産業廃棄物処理業界から反社会的勢力を排除するため、最近の暴力団等の情勢や企業への暴力の実態と対策等について研修会を開催いたします。

参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日 時 令和7年9月5日(金) 13:30 ~ 16:00
2. 場 所 栃木県総合文化センター 第1会議室(3F)
宇都宮市本町1-8 TEL028-643-1000
3. 内 容 ①反社会的勢力の現状と対策について
講師：栃木県警察本部 刑事部組織犯罪対策第一課 職員
②反社会的勢力による不当要求対応要領について
講師：公益財団法人栃木県暴力追放県民センター 職員
4. 定 員 50名
5. 受講料 無料

【青年部】 令和7年度環境学習出前授業に参加しました

当協会では、栃木県や関係団体と連携を図りながら、産業廃棄物処理施設の重要性や安全性について正確な情報を発信するなど、処理施設に対する県民理解促進のための様々な事業を行っております。今年度も事業の一環として、7月8日(火)、小山市立間々田小学校において環境学習出前授業が開催され、青年部の福田部長をはじめ13名が参加しました。

環境学習出前授業は、県内の小学校等に出向き、ごみが資源として再び生まれ変わる様子や廃棄物処理施設の役割などの説明を通じて、環境に優しい循環型社会づくりについて学ぶ授業を行っております。

まず、海洋プラスチックごみ問題やごみの分別について学ぶ内容として、体育館にて浦島太郎をモチーフにした寸劇「プラスチ郎」を上演。その後、校庭にて子どもたちにパッカー車（ごみ収集車）の仕組みやごみ収集の仕事などについて、実物を見ながら説明を行ったほか、児童がパッカー車にごみを投入し、ごみが圧縮され押し込まれる様子を直に体験していただきました。



【寸劇「プラスチ郎」】



【パッカー車によるごみ投入体験】

全国産業資源循環連合会青年部協議会4ブロック交流事業を開催

7月24日(木)、災害廃棄物に関する講演会と、北海道東北ブロック、信越北陸ブロック、関東ブロック、中部ブロックの4ブロックによる交流親睦会が、岐阜県岐阜市のグランヴェー岐山において開催され、4ブロック青年部員143名が参集しました。

○講演会

東日本大震災・能登半島地震の事例も含め、災害が発生した場合の状況や、仮置場運営、運搬、処分までの対応などについて講演いただきました。

①議題：東日本大震災を経験して～今後に伝えたい想い～

講師：(一社)福島県産業資源循環協会

(有)会津中央商事 代表取締役 渡部 伸久 氏

②議題：災害廃棄物処理における廃棄物処理業者の役割

講師：(一社)石川県産業資源循環協会

(株)トスマク・アイ 執行役員 綿谷 真之 氏

③議題：災害廃棄物処理業務実施にあたってのポイント

講師：(一社)愛知県産業資源循環協会

(株)ダイセキ環境ソリューション

代表取締役 山本 浩也 様、執行役員 入野 智樹 氏



【会場風景】

○交流会

「ここでしかできない体験」、「ここでしか会えない仲間」そして、業界発展に繋げるという趣旨のもと、4ブロックの青年部員が一堂に会し、名刺交換をしている方や談笑している姿が見られるなど、ブロック間を超えた親睦を深めることができました。



産業廃棄物を取り扱う現場担当者にオススメです！

産業廃棄物処理 現場業務 eラーニング 講座

本講座の特長

- 受講はご自身のパソコンで行います。インターネット環境があれば、学習期間中にいつでも、どこでも自分のペースで受講可能です。なお、学習途中で中断/再開することも可能です。
- 本講座は、パソコンから映像を視聴いただく講義、確認テスト、その後じっくり学習するためのテキスト教材(画面表示のみ)で構成しています。※教材を印刷することはできません。
- 各講座の受講が修了すると、修了証を画面表示します。



令和7年度 開催案内！

【学習期間(約 1 ヶ月間)】 次の2つから選択

第1期： 9月3日～28日
(申込期間：8月1日～22日)

第2期：10月3日～28日
(申込期間：9月1日～22日)

【受講料】

1名1コース：4,400円
(税込、通信費等は利用者負担)

【講座名・学習内容】

業態に合わせ3コースを用意

①収集運搬現場業務コース

- ・収集運搬に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

②中間処理現場業務コース

- ・中間処理に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

③最終処分現場業務コース

- ・最終処分に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

【お申し込み方法】

専用ポータルサイトにて受付。詳しい情報は、こちらのサイトより
<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>

全産連 研修会・セミナー

検索



【お問合せ先】



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

現場業務eラーニング担当

TEL: 03-3224-0811

E-mail: ability-as@zensanpairen.or.jp

●営業時間/月～金 9時～17時

●定休日/土日・祝日

2025.06

募 集



産業廃棄物処理助成事業

～令和8年度募集のご案内～

【助成事業とは・・・】

当財団では、産業廃棄物に関する3Rの技術開発、環境負荷低減技術の開発、脱炭素化技術を含む既存の高度技術を利用した施設設備やその起業化、農林漁業バイオ燃料法及び小型家電リサイクル法により認定された研究開発事業及びプラスチック資源循環認定研究開発事業に対して、助成基金を設けて支援しています。

みなさまの積極的なご応募をお待ちしております。

【助成事業の実施期間は原則1年以内】

助成事業の実施期間は、令和8年4月から1年以内とします。事業の種類によっては、令和10年3月までの最長2年間の申請も可能です。

【年間助成額は最高500万円】

年間の助成金額は最高500万円です。なお、2年継続して助成事業を希望し選考に合格した事業については、合計で最高1,000万円の助成が可能となります。ただし、予算の範囲内での執行になりますので、助成額は申請額を下回る場合があります。

応募資格、対象となる事業は当財団ホームページをご参照ください。

【応募手続き】

(1) 助成事業申請書類の入手方法

募集内容の詳細及び助成事業申請書類の様式は、当財団のホームページからダウンロードしてご使用下さい。

<https://www.sanpainet.or.jp/service02.php>



(2) 応募方法

記入要領を参考に申請書を作成し、申請に必要な書類とともに下記の応募先に送付して下さい。（メール、郵送どちらでも可）

(3) 応募締切日

令和7年9月30日（火）必着

※ 応募前の事前相談を必ず行ってください。

※ ご提出いただいた書類等は返却いたしません。また、申請書に記載いただいた内容については、当財団の個人情報保護方針に準じて個人情報と同等に取扱わせていただきます。

〈応募先・お問い合わせ先〉

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 10 階

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 業務部（担当：馬飼野、武田）

TEL：03-4355-0155 E-mail：josei@sanpainet.or.jp

お気軽にお問い合わせください。

2025 年度

排出企業を対象にした産業廃棄物マネジメント研修会

産業廃棄物の管理に必要な知識を基礎から学ぶ研修です！



法令では産業廃棄物を定義し
それ以外を一般廃棄物としている



産業廃棄物を委託して処理する場合
委託契約を締結する必要がある



マニフェストにより最終処分までの
処理状況を確認する



爆発性、毒性、感染性など廃棄物の
性状等により特管産廃に分類される



委託契約書には記載する
必須項目が決められている



産業廃棄物処理業者は
都道府県等から許可を受けている

対象者	産業廃棄物を排出する企業における産業廃棄物管理の新任実務担当者 等
プログラム	産業廃棄物に係る廃棄物処理法の基礎、委託契約、マニフェスト運用 等
開催形式	オンライン会議システム Webex を用いて、インターネットで行うライブ配信形式
受講料	6,600 円（消費税、テキスト代含む）
開催日時	各回 12:55～16:50

2025 年 8 月 29 日（金） 2025 年 9 月 30 日（火） 2025 年 10 月 31 日（金）
2025 年 11 月 26 日（水） 2025 年 12 月 23 日（火）
2026 年 1 月 30 日（金） 2026 年 2 月 26 日（木）

申込みは HP から

<https://www.jwnet.or.jp/workshop/list/basic/index.html>

主催 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）
電話番号 03-5807-5913
ホームページ <https://www.jwnet.or.jp>



2025.7 Ver2

2025 年度

建設業に特化した産業廃棄物マネジメント研修会

産業廃棄物の管理に必要な知識を基礎から学ぶ研修です！



法令では産業廃棄物を定義し
それ以外を一般廃棄物としている



産業廃棄物を委託して処理する場合
委託契約を締結する必要がある



マニフェストにより最終処分までの
処理状況を確認する



建設工事の廃棄物は
元請業者が排出事業者となる



産業廃棄物の保管場所には
掲示板を設ける



運搬車両の両側面には産業廃棄物の
収集運搬車である旨等を表示する

対象者	建設業における産業廃棄物管理の新任実務担当者 等
プログラム	産業廃棄物に係る廃棄物処理法の基礎、委託契約、マニフェスト運用 等
開催形式	オンライン会議システム Webex を用いて、インターネットで行うライブ配信形式
受講料	6,600 円（消費税、テキスト代含む）
開催日時	各回 12:55～16:50 2025 年 8 月 28 日（木） 2025 年 10 月 30 日（木） 2025 年 12 月 22 日（月） 2026 年 2 月 25 日（水）

申込みは HP から

<https://www.jwnet.or.jp/workshop/list/kenpai/index.html>

主催 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）

電話番号 03-5807-5913

ホームページ <https://www.jwnet.or.jp>



2025.7 Ver2

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



宿題は木綿繊維くずが一般廃棄物か産業廃棄物かという問題からでしたね。
それでは、さっそく見ていきましょう。

宿題Q、次のうち、一般廃棄物はどれか。なお、すべて事業活動を伴って排出されるものである。

- (1) 建設業に係るもので工作物の新築に伴って排出された木綿繊維くず
- (2) 建設業に係るもので工作物の改築に伴って排出された木綿繊維くず
- (3) 建設業に係るもので工作物の除去に伴って排出された木綿繊維くず
- (4) 衣服その他の繊維製品製造業から排出された木綿繊維くず
- (5) ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ木綿繊維くず

【解説】

繊維くずが産業廃棄物となるには、排出形態が限定されていて、その多くはいわゆる「指定業種」と言われる業種が政令により例示されているものである。

繊維工業に係る繊維くずは産業廃棄物であるが、カッコ書きにより「衣服その他の繊維製品製造業を除く」とあることから、衣服その他の繊維製品製造業から排出される繊維くずは一般廃棄物となる。

ただし、「指定業種」に該当していなくとも、ポリ塩化ビフェニル（PCB）が染み込んだ繊維くずは、業種によらずに産業廃棄物となる。

正解（4）

詳しい方ほど、ちょっと迷われたかもしれません。「繊維くず」の「指定業種」には、「繊維製造業」があるんですね。ところが解説のとおり「繊維製品製造業」は除かれているんです。「繊維製造業」は繊維そのものを製造する工場。「繊維製品製造業」は布を仕入れて、服を作っている工場です。推測ですがアパレル産業では無駄にする布きれはそれ程大量には発生しないとして指定業種から外したのかも知れません。

次も廃棄物の種類の問題ですが、ちょっと専門的になります。皆さんは産業廃棄物は 20 種類ということはご存じだと思いますが、では、この 20 種類の中の一つ「ばいじん」についてはどうでしょうか？

Q、次のうち、排出する施設の規模・能力にかかわらず、産業廃棄物である「ばいじん」に該当しないものはどれか。

- (1) 石炭を燃料とした発電所のボイラーから発生し、乾式集じん施設によって集められたもの。
- (2) 製鋼用電気炉から発生し、乾式集じん施設によって集められたもの。
- (3) 廃油の焼却施設から発生し、乾式集じん施設によって集められたもの。

～廃棄物処理問題～

(4) がれき類の破砕機から発生し、乾式集じん施設によって集められたもの。

(5) アルミニウムの精錬の用に供する電解炉から発生し、乾式集じん施設によって集められたもの。

【解説】

ばいじんは大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設、産業廃棄物の焼却施設から発生するばいじん（煤塵：すすとちり、ダスト類ともいう）であって、集じん施設によって集められたものである（政令第2条第12号）。

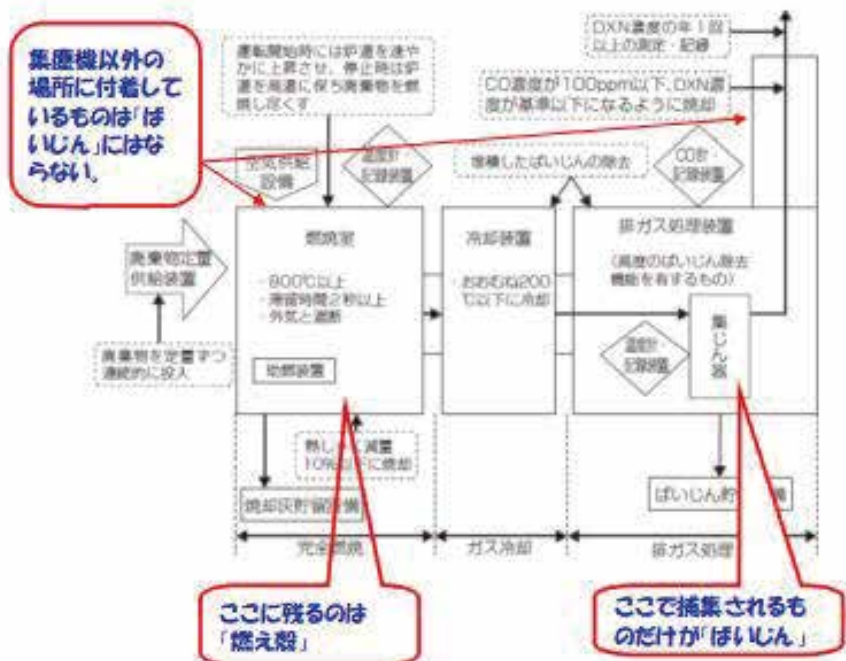
(4) 以外は大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設として、大気汚染防止法第2条第2項に規定される特定施設から発生するもの。

破砕機は大気汚染防止法が定める一般粉じん発生施設（大気汚染防止法第3条）であって対象外。

なお、廃棄物の焼却炉については能力の制限はない。

正解（4）

日本語としての「ばいじん」は「煤(すす)」のことですが、廃棄物処理法の規定では「ばいじん」は限定されているんですね。タバコの煙でついた煤や単に薪ストーブの煙突に着いた「煤」などは「ばいじん」にはなりません。



今回の宿題も「廃棄物の種類」から。海無し、空港無しの栃木県では直接関わっている方は少ないかも知れませんが、一般廃棄物の業務もやっている方だと検討は着くかも知れません。



宿題Q

次のうち、産業廃棄物はどれか。

- (1) 輸入廃棄物
- (2) 航行廃棄物
- (3) 携帯廃棄物
- (4) し尿
- (5) 浄化槽汚泥（めん類製造業からの排水を併せて処理している）

ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



毎年8月は「電気使用安全月間」(主唱：経済産業省)

～皮膚が水や汗で濡れていると電気抵抗が更に小さくなり、危険性が高まります～

経済産業省の主旨は、次のようになっています。

昭和56年に通商産業省(当時)の首相の下に、感電死傷事故発生の最も多い8月を電気使用安全月間と定め、関係各団体において自主的に実施している安全運動を集中的に展開することにより、運動をより効果的なものとして広く国民の間に電気使用の安全に関する知識と理解を深め、もって電気事故の防止に資することとして、毎年、様々な取組を実施しています。

仕事を行う上で利用されている「電気」はなくてはならないものです。しかし、その使用方法を誤ると労働災害や事故につながります。夏期は高温多湿のため感電や電気事故などが発生しやすいので、「電気使用安全月間」が設定されています。

感電の防止対策は主に次の5点があります。

(1)充電部の覆いや分電盤の施錠

(2)漏電遮断器の取付け

(労働安全衛生規則第333条)

(3)接地工事

- ・アースを行うことにより、漏電した場合でも、漏れた電流の大半はアース線を通じ地中へ

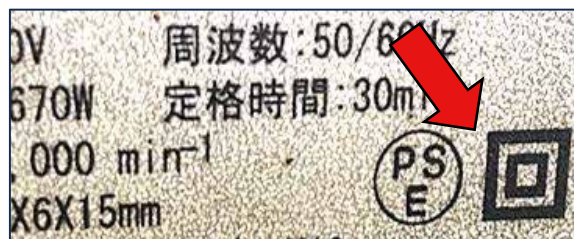


(4)二重絶縁構造の電気機器の使用

- ・このマーク(右の赤➡)が表示されている製品は、電気用品安全法に基づく技術上の基準に適合、又は準じて(電気用品安全法適用外の製品)製造

(5)絶縁用保護具、防護具の使用

- ・労働安全衛生規則第341条～第349条「第4節 活線作業及び活線近接作業」に義務



～ワンポイント安全衛生～

職場のあんぜんサイト（厚生労働省）に掲載されている“感電”に関する“ヒヤリ・ハット”を2件紹介します。

【事例1】

『事務所の床掃除中に、床に置かれていた電源タップに、モップの水がかかり、ショートして停電した』

〔ヒヤリ・ハットの状況〕

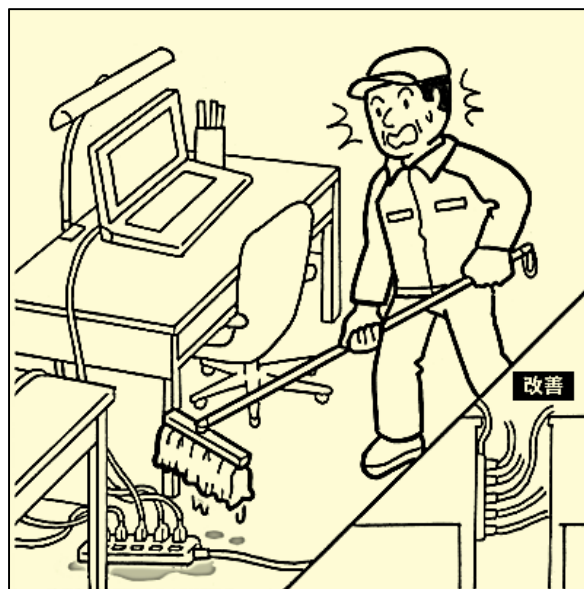
作業者が水ふき用のモップで床拭きを行っていたとき、床に置かれていた電源タップに水がかかりショートし停電した。作業者は感電しなかった。

〔原因〕

- ①電源タップを床に放置しておく、ショートさせたり、人がつまずいたりする。また電源タップを置いた場所で水拭きすることは危険である。
- ②電源タップには壁掛け用フックがあり、壁の横、または縦に取り付けられる構造になっているが、それを使っていない。

〔対策〕

- ①配線などは床上に這わせないで床下を通すか壁や天井から下り下げる。
- ②電気器具周辺で水ふき掃除を行う時は、器具に水がかからないよう移動するか、モップをよく絞って行く。



【事例2】

『分電盤内の配線接続作業中、感電しそうになる』

〔ヒヤリ・ハットの状況〕

分電盤内の二次側スイッチに配線を接続しようとしたとき、二次側の配線が接続されていないにもかかわらず、一次側のブレーカーが「入り」になっていた。

気がつかずに二次側ケーブルを接続すると感電する危険がありハットした。

〔原因〕

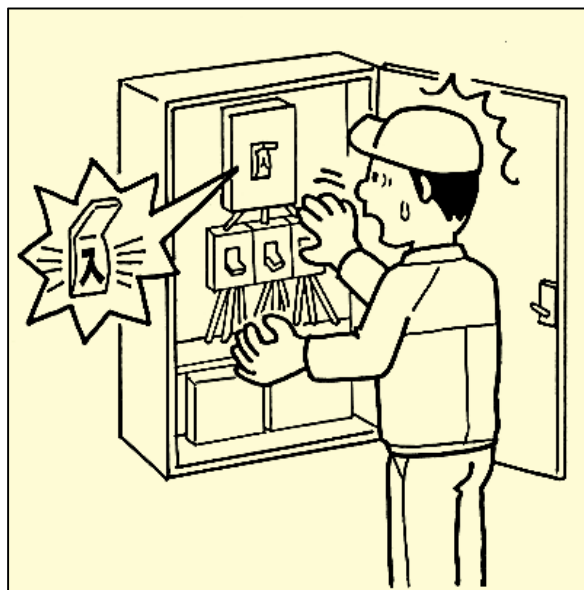
- ①作業前に「切」の確認をしなかった。
- ②検電ドライバー（注1）で活線でないことを確認しなかった。
（注1）電気回路の通電をチェックするための道具で、ドライバーの形をした検電器の一種で、内部のランプが点灯の有無を確認

〔対策〕

- ①オブスタクルの設置（注2）。
（注2）保護手段の一つで、充電部に人が誤って触れるのを防ぐためのカバーやガードのこと
- ②感電防止手袋の着用。
- ③注意喚起のマーク。
- ④ブレーカー切の確認、作業前に活線でないことの確認。
- ⑤特別教育の受講。

〔参考資料〕 職場のあんぜんサイト（厚生労働省）「安全衛生キーワード」「ヒヤリ・ハット事例」

CSP労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者





佐藤 泉 法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座 1 丁目 16-6 鈴常ビル 4 階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
—— コラム ——

○廃棄物処理法改正・中間とりまとめ

2025 年 6 月 24 日に開催された環境省の廃棄物処理制度小委員会（第 6 回）において、来年の廃棄物処理法改正に関する中間とりまとめが公表されました。

今回の中間取りまとめの内容は、1 不適正ヤードへの対応、2 処理期限以降に覚知された PCB 廃棄物の適正処理、3 災害廃棄物処理制度の点検・見直しの 3 項目となっています。

今後、来年の国会提出に向けて準備が行われ、国会成立後に政省令が定められることになるでしょう。施行は 2027 年になるだろうと思います。

https://www.env.go.jp/council/03recycle/page_00001.html

<https://www.env.go.jp/council/content/03recycle06/000323467.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 7 年 7 月 28 日掲載）

○土壤汚染対策法改正検討状況

2025 年 5 月 19 日、環境省の土壤制度小委員会が開かれ、見直しに関する論点が示されました。

今回の委員会で主な論点として挙げられたのは、調査費用の汚染原因者への求償と健康リスクに応じた自然由来等基準不適合土壤の取扱いです。

土壤汚染対策法は、土地所有者責任を原則としているため、汚染原因者ではない土地所有者に過度の負担が発生しているのではないかと懸念されています。

そこで、土地の所有者が汚染原因者に対して調査費用を請求できる対応を検討してはどうか、また自然由来等土壤については従来の区域指定対象から除外することを検討してはどうかと提言されています。

https://www.env.go.jp/council/49wat-doj/page_00101.html

<https://www.env.go.jp/council/content/49wat-doj04/000315176.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 7 年 7 月 22 日掲載）

○排水基準の改正

2025 年 5 月 26 日、水質汚濁防止法に基づく排水基準について、暫定基準を一部改正する省令が交付されました。

ふっ素、ほう素等の排水基準は、一部の業種・工場において遵守が難しいため、暫定措置としての暫定基準が設定されています。今回は、この適用期限を迎える 8 業種のうち、7 業種について、一部の基準値を強化しつつ暫定排水基準の適用期間を延長することになりました。

https://www.env.go.jp/press/press_04960.html

<https://www.env.go.jp/content/000316047.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 7 年 7 月 7 日掲載）

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、正会員の **東武栃木生コン株式会社** を訪問しました。

1. 会社概要

会社名：東武栃木生コン株式会社
代表者：取締役社長 田上 秀文
住 所：栃木県宇都宮市平出工業団地 4 7 - 2
連絡先：電話 028 - 661 - 1231
FAX 028 - 664 - 0523



2. 許可の取得状況

【産業廃棄物処理業】 中間処理（破碎）

・宇都宮市許可番号： 08420190010 《優良認定》

許可品目

①がれき類 ②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

○ISO14001 環境マネジメントシステム認証取得

○とちの環エコ製品（再生路盤材、流動化処理土）認定 栃木県

3. 事業概要

当社は、東武鉄道グループ会社として生コンクリート製造事業を中心として地域社会発展のために寄与しております。

産業廃棄物処理事業についてはコンクリート廃材、アスファルト廃材を受入れ、破碎での中間処理を行い再生路盤材として道路の埋め戻し等に利用されております。

4. 会社からひと言

リサイクル事業は、持続可能な産業化を目指す社会に於いて資源循環に大きく貢献しており、再生資源を路盤材として利用する以外にも流動化処理土の原料とするなど、更なる資源循環への貢献を目指してまいります。



《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 許可を取り消された会社の従業員が搬入

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。



(質問)

当社は中間処理業を営んでいますが、先日収集運搬の許可を取り消された会社の従業員が許可を取り消された会社の車で、収集運搬の許可を有した会社（A社）として廃棄物を当社に運んでくることになりそうです。もしかすると名義貸しではないかと心配していますが、どうしたら良いですか。

(協会)

A社が許可を取り消された会社の従業員を雇用し、A社が車も購入などして使用権原を有し県に届出をしていれば、そのようなケースもあり得ることだと思います。しかしながら、処分業者である貴社が、運搬する会社が名義貸しなのかどうか直接確認することは、今後の取引も考えると様々な理由で難しいと思います。そこで、産業廃棄物の処分の契約は、貴社と排出業者の間で契約されているますので、排出事業者に先日収集運搬の許可を取り消された会社の従業員が許可を取り消された会社の車で当社に搬入すると聞いたが、A社は名義貸しをしていないのか、処分を委託している排出事業者を確認してみてもいいかがでしょうか。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等

に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間11万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5.5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、令和7年8月1日現在、正会員198社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

ライフプランコラム「いま、できる、こと」

人生100年時代の処方箋／ 長く働き続ける、という選択肢

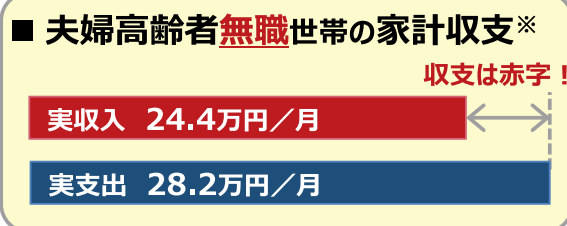
先日、仕事で建築事務所の社長とお話しする機会がありました。私は事務所で働く社員の老後への備えとして、iDeCo（イデコ、個人型確定拠出年金）をご紹介させていただいたのですが、社長はこんなことをおっしゃっていました。

「今、この事務所で働く社員たちは、このままずっと私の下で働き続ける、というよりは、経験と人脈とお金を貯めたら、いずれ起業したい、という独立心旺盛な奴ばかりなんだよね！」

「我々の業界では“定年退職”という考えは頭がない。70歳を超えても活躍している大先輩が多いので、手に職をつけて働き続けることができれば老後も大丈夫って感覚だね！」

勤め人の私からすれば羨ましい限りの話ですが、「長く働き続ける」ことが人生100年時代の処方箋の1つであることを改めて実感した次第です。

ところで、実際に高齢になっても働き続けた場合、いわゆる家計の収支尻がどうなっているのかご存じでしょうか？ というのも、一般的には（私もよく使いますが）老後のお金のことを考えてもらう際にまずご紹介するのが、以下の「夫婦高齢者無職世帯」のケースだからです。



そして、この毎月の赤字額を12倍して平均寿命までの年数を掛ければ、公的年金以外で老後に必要な資金を見積もることができる、という説明がよくあります。ですから、退職者向けのセミナー等に積極的に参加されている方でも「高齢勤労者世帯」の家計収支はあまり見たことがないかも知れません。

■ 高齢勤労者世帯の家計収支※



一目瞭然ですが、60歳前半でも、60代後半でも、そして70代以上であっても、働き続けていれば収入を得ることができますし、しかも収支は黒字になっているのです。まさに人生100年時代の処方箋として「長く働き続ける」という選択肢が有効であることを裏付けるデータと言えるのではないのでしょうか。

だからと言って、老後資金の準備を全くなくていい、というわけではありません。でも、こんなことを知っているのか、知っていないのかで、マスコミ等の極端な報道に惑わされず、少しは心穏やかにご自身のライフプランを考えることができるかもしれない、そんなふうに思いましたのでご紹介した次第です。ご参考まで。

令和7(2025)年度 とちの環エコ製品

栃木県リサイクル製品認定制度



**募集
します**



■ 栃木県では、リサイクル製品の認定を通して、廃棄物等の発生抑制、循環資源の利用促進及びリサイクル産業の育成を図り、本県の地域特性を活かした循環型社会の形成を促進するため、「栃木県リサイクル製品認定制度」を実施しています。

■募集期間

令和7(2025)年7月29日(火)～10月3日(金)



■申請書類

栃木県リサイクル製品認定申請書(正本1部・副本2部)

■申請書提出先

○ 認定を受けようとする製品の製造事業場(複数ある場合は、主要な製造事業場)の所在市町を担当する環境森林事務所等に提出してください。連絡先及び担当市町は以下のとおりです。

事務所名	住 所	電話番号	担当市町
県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9	0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1	0285-81-9002	宇都宮市、真岡市、上三川町、 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0041 大田原市本町2丁目 2828-4	0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607	0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1	0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、壬生町、 野木町

※ 申請の受付には1時間程度を要するため、事前に電話等で予約をお願いします。

■認定の対象となる製品（認定要件）

- 申請時において県内で販売されていること
- 主に県内の事業場で製造されていること
- 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造が行われていること
- 原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令等が遵守されていること
- 栃木県リサイクル製品認定基準を満たしていること

1 安全性

- 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を原料として使用していないこと
- 環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準を満たしていること など

2 品質

- J I S又はJ A S等、公的機関等が定める基準を満たしていること
- 栃木県グリーン調達推進方針の判断基準を満たしていること など

3 循環資源の利用割合に関する基準

- 公的機関等が定める基準を満たしていること
- 栃木県グリーン調達推進方針の判断基準を満たしていること など



■提出書類〔正本1部（資源循環推進課分）・副本2部（環境森林事務所等分・申請者控え）〕

- 栃木県リサイクル製品認定申請書
- 申請する製品（現品及び製品説明書等）及び製造加工フロー
- 認定要件に該当する製品であることを証する書類
- 会社案内、パンフレット など

※ 申請書類や添付資料は、フラットファイル、ステープラー等による綴込みは行わず、クリップ留めとしてください。

■認定期間

認定日から起算して5年が経過した日の属する年度の末日まで
（令和7（2025）年度に認定する製品は、令和13（2031）年3月31日まで）

■認定のメリット

- 県は、パンフレット等により、県民や事業者等に、認定製品の積極的なPRに努めます。
- 認定製品には「栃木県リサイクル製品認定マーク」を表示することができます。
- 県は、認定された製品について、品質、数量、価格等を考慮の上、積極的に使用するよう努めます。

○申請に当たっては、「栃木県リサイクル製品認定制度実施要綱」を必ず御覧ください。

○実施要綱、申請書類等は県ホームページからダウンロードできます。

<ホームページ> <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/jyunkan/eco-seihin.html>

- ・申請等に関する問合せは、環境森林事務所等まで
- ・その他の問合せは、環境森林部資源循環推進課（Tel.028-623-3228）まで



栃木県立日光自然博物館 夏の企画展

ガッちゃん カチの コウチュウ展

奥日光

2025
7.12(土)
～
8.31(日)

ミヤマクワガタをはじめ
奥日光にすむコウチュウたちが
多数登場☆

どんな仲間?
どこにいる?
など
彼らを通して見ると

自然がもっと楽しくなる!!

ミヤマン
スーピー
ダイちゃん
ゴロウ

入館料 ()内割引料金 ※各種割引あり	大人 高校生以上	510円 (410円)
	小人 4才以上	260円 (210円)

栃木県立
日光自然博物館

QRコードでHPに簡単にアクセス!
〒321-1661 栃木県日光市中宮祠2480-1 ☎: 0288-55-0880



栃木県内のまつり・イベント情報（8月）



日時	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL (E-mail・HP等)
8月3日(日) 8:45～15:00	ヌルヌル好き大集合！ハコ ネサンショウウオ捜索隊！	日光市	赤沼自然情報センター (コース:西ノ湖周辺の 森、川沿い)	日光自然博物館	0288-55-0880
8月3日(日)・10日(日)・ 11日(月祝)・17日(日) 10:30～16:00	だいや日曜市	日光市	日光だいや川公園	日光だいや川公園管理事 務所	0288-23-0111
8月9日(土)、16日(土)、17 日(日)、23日(土)、24日 (日)、30日(土)、9月6日 (土)	ZOMBIE TRAIN 2025	日光市	わたらせ渓谷鐵道車両 内	わたらせ渓谷鐵道株式會 社	0277-73-2110
8月9日(土)18:30～20:15 ※雨天決行、荒天時は10 日(日・祝)に順延	2025うつのみや花火大会	宇都宮市	宇都宮市道場宿町	NPO法人うつのみや百年 花火	028-600-3980
8月9日(土)18:00～21:30 (歩行者天国)※雨天決行 (荒天中止)	益子夜市2025 ヨルノマシコモ、マタノシ	益子町	益子町城内坂通り	益子町観光協会	0285-70-1120
8月9日(土)～11日(月・祝)	ひまわり祭り	益子町	益子町上山地内 (道の駅ましこより約 800m)	ましこ花のまちづくり実行 委員会事務局 (益子町観光商工課)	0285-72-8846
8月9日(土)～16日(土) 20:45～ ※約8分間	鬼怒川温泉百華繚乱花火～ 鬼怒川焰火～	日光市	鬼怒楯岩大吊橋	日光市観光協会	0288-22-1525
8月11日(月・祝) ※小雨決行	那珂川「鮎のつかみ取り」 2025 Project	那珂川町	那須郡那珂川町	那珂川町産業振興課商 工観光係	0287-92-1116
8月13日(水)15:00～21:00	足尾町納涼祭	日光市	足尾行政センター前広 場	日光市足尾行政センター	0288-93-3115
8月14日(木)3:00～	石尊山梵天あげ(栃木県指 定文化財)	足利市	石尊山(小俣町)	梵天講・講元 藍場様	090-9376-3017
8月14日(木)19:20開園予 定 ※荒天中止	モビリティリゾートとちぎ「花 火の祭典」	茂木町	モビリティリゾートもて ぎ(茂木町松山120-1)	モビリティリゾートもてぎ	0285-64-0001
8月15日(金)18:00～21:00 <毎年同日開催> ※荒天中止	真岡の灯ろう流し	真岡市	行屋川水辺公園 (栃木県真岡市台町 4172-1)	真岡商工会議所青年部	0285-82-3305
8月16日(土)※雨天決行	大捻縄引き	大田原市	大田原市佐良土853付 近	大田原市文化振興課	0287-23-3135
8月17日(日)17:30～20:30	灯ろう流し	足利市	渡良瀬川(中橋と田中 橋の間北岸)	足利仏教和合会 幹事 福 厳寺	0284-21-6990
8月23日(土)	壬生ふるさとまつり	壬生町	壬生町国谷783-1	壬生町観光協会	0282-81-1844
8月23日(土) 17:50～20:30	もおか木綿踊り	真岡市	真岡市荒町本通り	真岡市商工観光課	0285-83-8135
8月30日(土) ※荒天の場合は中止	尊徳夏まつり2025	真岡市	真岡市砂ヶ原1261	尊徳夏まつり実行委員会	0285-74-4666
8月31日(日)	塙の天祭	那須烏山市	那須烏山市三箇1660	那須烏山市生涯学習課	0287-88-6224

※内容の詳細は、各問い合わせ先にお問い合わせください。

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会の皆様へ】 一 許可証の変更等について

協会の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

☐ 氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

☐ 廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

一 編集後記

夏の甲子園の季節になりました。私も野球ファンの一人として栃木県代表の青藍泰斗高校の活躍を楽しみにしています。

ところで、各県地区の予選ではタイブレーク（延長戦において試合の早期決着を促すために点が入りやすいノーアウト 1 塁 2 塁の状況から攻撃を始める制度）で決着する試合がとて多かったような気がするのは私だけでしょうか。

また、今夏の甲子園大会から、暑さ対策の一環として、最初の 6 日間は「午前」と「夕方」の 2 部制が導入され、入場券も「午前券」と「夕方券」に分けて販売されるそうです。さらに、まだ先の話のようですが、1 試合のイニング数についても、現行の 9 回制から 7 回制への短縮が検討されているとのこと。賛否が分かれるところですが、年を追うごとに酷暑が激しさを増し熱中症リスクが高まっている中で、甲子園球児の健康管理の観点からだと言われると、議論自体は避けられない気がします。

一 事務局だより

☆ 7 月 8 日（火）

公益社団法人全国産業資源循環連合会理事会が、ハイブリッド形式で開催され、菊池会長が Web 会議にて出席しました。

☆ 7 月 10 日（木）

災害時の廃棄物処理に係る初動対応訓練が、栃木県庁において開催され、湯澤専務理事と野中常務理事が出席しました。

☆ 7 月 17 日（木）

宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会が、宇都宮市総合福祉センターにおいて開催され、野中常務理事が出席しました。